

区部ユース・プラザ（仮称）整備等事業（PFI事業）実施方針について

東京都教育委員会では、区部ユース・プラザについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に基づき実施方針を策定しましたので、お知らせいたします。

1 ユース・プラザとは

現在の「青年の家」に代わる新しい青少年社会教育施設で、23区内と多摩地域に1か所ずつ整備する。

区部ユース・プラザは都立夢の島公園内（江東区）に整備し、平成15年度に開館予定。

現在の夢の島体育館を一部改修して整備されるスポーツ施設等（既存棟）と、同一敷地内に建設される文化・学習施設、宿泊施設等（新棟）で構成される。

2. 特 色

都民利用施設としては初めてのPFI事業。

社会教育業務の実施も含めて、施設の設計・建設・運営・維持管理のすべてをPFI事業者委ねる。

3. 事業方式

新 棟

PFI事業者が施設を建設し（土地使用料は免除）、運営・維持管理を行った後、施設の所有権を都に移転（有償譲渡）する。

既存棟

PFI事業者が、都から貸付け（無償）られる既存の夢の島体育館を改修し、運営・維持管理を行った後、施設を都に返還する。

事業期間（運営期間）は20年間。

事業の形態は「サービス購入型」とし、PFI事業者は施設（宿泊施設、会議室、体育等）の利用料金収入と、都が支払うサービス購入料により事業を行う。

4 PFI事業者の選定

総合評価一般競争入札により、価格、サービス水準、事業の安定性等を総合的に評価して選定する予定である。

審査は、学識経験者等により構成される審査委員会で行う。

5 主なりリスク分担

事業者

資金調達、金利変動、都の指示に基づく以外の工事費増加・開館遅延等

都

住民対応、インフレ・デフレ、大規模自然災害等

6 スケジュール

平成13年10月 入札公告

平成14年3月 落札者の選定

6月 契約締結

平成16年3月 開館

7 民間事業者への説明会の実施（事前登録が必要）

日時

平成13年4月20日（金） 午後2時から2時間程度

場所

夢の島体育館

連絡先

東京都教育庁生涯学習部ユース・プラザ担当（TEL 03-5320-6868）

問い合わせ先

生涯学習部ユース・プラザ担当 菊池・落合

ダイヤル03-5320-6868 内線54-951・952